

健介事第 597 号

令和 8 年 8 月 24 日

指定訪問介護事業所
運営法人代表者 様
管理者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

令和 8 年度同一建物減算（12%減算）の判定について（通知）

日頃から、介護保険サービスの適切な提供に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

令和 8 年度同一建物減算（12%減算）の判定の実施についてお知らせいたします。令和 6 年度報酬改定により、指定訪問介護事業所は、毎年度 2 回、前期、後期の判定期間に当該事業所における指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が 90%以上である場合は、当該事業所が実施する減算適用期間の同一敷地内建物等に居住する利用者に提供される指定訪問介護のすべてについて減算が適用されます。

ついては、横浜市ホームページ掲載資料をご確認いただいた上で、判定結果の算出をお願いいたします。判定の結果、指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が 90%以上の場合は本市へ「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙 10）」を提出する必要があります。90%以上に至ったことについて正当な理由があるとして非該当と判定しても本市へ提出が必要です。

90%未満の場合は、本市への提出は不要ですが、令和 7 年度後期で 12%減算に該当していた事業所については、同一建物非該当、10%減算または 15%減算に変更になる場合、加算届（別紙 2 等）を提出する必要があります。令和 7 年度後期より変更（新たに算定・解除）がある場合も同様に加算届（別紙 2 等）を御提出ください。

なお、令和 8 年度以降は判定期間が前期（3 月 1 日から 8 月 31 日）の場合は、減算適用期間を 10 月 1 日から 3 月 31 日までとし、判定期間が後期（9 月 1 日から 2 月末日）の場合は、減算適用期間を 4 月 1 日から 9 月 30 日までとします。

また、作成した書類については、提出の有無に関わらず、事業所にて 2 年間保管しなければなりません。

<加算届提出期限>

【前期】：令和 8 年 9 月 16 日（水）23 時 59 分【厳守】

【後期】：令和9年3月16日（火）23時59分【厳守】

＜提出方法＞

横浜市電子申請・届出システムによる申請

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/d7ecaaa0-c696-425e-b162-0d4d77cc9999/start>

※郵送、持参、厚生労働省電子申請届出システムで提出した場合、再度横浜市電子申請・届出システムで提出し直す必要がありますのでご注意ください。

加算届様式等については、本市ホームページに掲載しています。

以下 URL から最新版をダウンロードのうえ作成・提出してください。

【訪問介護 加算】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/3kasan/02.html#19F2E>

担当 横浜市健康福祉局介護事業指導課

Eメール kf-shien@city.yokohama.lg.jp